様式第4号

所管部(局)·課 生活衛生課

切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。											
都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であって当該食鳥処理衛生管理者に引き続きそ切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。 - この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 三 第12条第2項に規定する職務を怠ったとき。 三 第15条第7項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなが、法第12条第2項 食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 法第15条第7項 食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 法第15条第7項 食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 法第15条第6項 食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 (法第15条第6項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。 (首令第28条 食鳥処理衛生管理者による法第15条第7項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場においる食鳥検査員(第49条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第25条第2項に規定する厚生労働省令で定める要同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。 - 脱羽後検査に係る確認にあっては、脱別の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況 こ 内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの2 法第15条第7項の厚生労働省令で定める基準は、別表第7のとおりとする。 3 法第15条第7項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況に											
切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。											
 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 第12条第2項に規定する職務を怠ったとき。 三 第15条第7項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。 ○ 法第12条第2項 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する。 分 と監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。 法第15条第7項 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第12条第6項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府が知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。 省令第28条 食鳥処理衛生管理者による法第15条第7項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員(第49条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第25条第2項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。 一 脱羽後検査に係る確認にあっては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況 二 内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況 											
対 応 ① 聴聞の実施	目次										
区分 2 弁明の機会の付与 機関 機関	NO										

様式第4号

所管部<u>(局)</u>・課生活衛生課

法	令 名	食鳥処理の事業の	規制及び食鳥検査に関する法	:律	法令の番号	平成2年法律第70号		-
不	利益処分の種類	食鳥処理衛生管理	者の解任命令(2/4)		根拠条項	第13条		
処 分 基 準	一 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 食 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 食の皮皮脱腫著異皮翼著鳥皮皮皮骨異中う腔瘍壁壁壁を大上皮膚膚水瘍し常膚及しと膚膚膚又常抜なこを内内	うな異常が認めていた。	いこと。 化しているもの の 膿瘍又は炎症を有するもの しているもの 常臭を有するもの な異常が認められないこと。 は緑青色を呈するもの 過多を呈するもの 膿瘍のうよう又は炎症を有い いるもの と。 の蓄積した半固形若しくは匿 面に炎症を有し、又は肥厚し 間互が過度に癒着しているも	形の黄色ヲ ているもの の)	kの血液又は異常臭を有する		
対 応 区分		<u>処理</u>	生活衛生課	交付 機関	食肉衛生検査所		目次 NO	

様式第4号

所管部 (局)・課 生活衛生課

法	ŕ	今 名	食鳥処理の	の事業の持	規制及び食鳥検査に関する法	津	法令の番号		平成2年法律第70号		
不利	利益処	分の種類	食鳥処理術	新生管理 ⁼	者の解任命令(3/4)		根拠条項	1	第13条		
不利益処分の種類 食鳥処理衛生管理者の解任命令 (3 / 4) 根 拠 条 項 第13条 三 内臓											
			·	. – –	生		1				
区分	2	弁明の機会の作	寸与	機関		機関				NO	

様式第4号

所管部 (局)・課 生活衛生課

注	令 名	食鳥処理	の事業の規	規制及び食鳥検査に関する治	去律	法令の番号	平成2年法律第70号		
不	利益処分の種類	食鳥処理	衛生管理者	者の解任命令(4/4)		根拠条項	第13条		
	ハ 心脈 次の。 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (注) ニ 腎し 次の。 (1) 章 (2) (2) (3) (4) (注)	は、うな異常が認めら 上嚢のうの著しく症 上嚢のうの嚢のうでに 上嚢のうな水がると 上嚢のう水ががると 上嚢のするない には には には には には には になるない になるない になるない になるない。 をして になるない。 をして になるない。 をして になるない。 をした。 になるない。 になるない。 をした。 になるない。 になる。 にな	れなしし又大拡呈を内の れも腫も密索がないててはし張す有に なのをの集色で しょう すいでんしょう してい	と。 るもの るもの 一ズ様物を有するもの いるもの いるもの もの っるもの あり、その基部は脂肪に富ん と。 るもの かあもの かあもの		「 新心冠部及び心尖せん」	部に脂肪組織を有する。		
対「	さ ① 聴聞の第	施	処理	生活衛生課	交付	食肉衛生検査所		目次	